

私たちは450名を超える東京の弁護士から成る自由法曹団東京支部である。法律家の立場から東京都教育ビジョン（第2次）中間まとめに、事項を限定して意見を述べる。

1、子どもの教育は大人の責任である。大人が率先すべきことは多い。狭い意味の教育施策だけでなく、教育を取り巻くものを含めて広い事項にふれて意見を述べる。

2、「第1章 基本的な考え方」について

（1）4ページで教育基本法の改正がふれられている。私たちは、教育基本法の改正は国家の教育への介入を許し、愛国心をはじめとする徳目教育を法定化することで「あるべき」国民の姿を作り出そうとするものとして批判的な立場に立っている。しかし、改正教育基本法に対してどのような見解に立とうとも、同法前文にあるとおり、「日本国憲法にのっとり」その解釈、運用がなされ、日本国憲法の趣旨が全うされなければならない。

（2）4～5ページでは改正教育基本法に基づく教育振興基本計画がふれられている。教育行政がこの計画を策定することによって、ときの政治方針によって教育内容が左右されるおそれがある。中間まとめの記載でも自治体の計画策定は努力義務と記載しており、法的義務ではない。したがってそもそも基本計画を策定すべきか否かが問われるべきである。仮に策定する場合でも上記のようなことのないように教育内容・方法に介入したり教育の自主性を侵さないよう慎重に注意する必要がある。この点で中間まとめは詳細に過ぎ、さらにオリンピック招致（9ページ）など特定の方向が際だちすぎている。中間まとめが公表されたので、それに対する意見を提出するが、この意見はそうした趣旨からのものであり、ビジョンを策定する場合であっても条件整備に限定すべきである。

（3）「激しい競争社会」（11ページ）、「国際競争の激しい時代」（12ページ）と述べているが、日本政府は国連・子どもの権利委員会から2度も高度に競争的な教育制度の改善を勧告されており、こうした競争が「日本の子どもたちの自信や自尊心が低いこと」（52ページ）の背景にあると考えられる。競争原理の教育への持ち込みはやめるべきである。

（4）次の文言については下記の方に結びつかない記述をすべきである。

① 「地域」との「連携」が記載されるが（9ページほか）、「規範意識」の強調（8ページ）などと相まって監視強化とならないようにすべきである。特に東京都は青少年・治安対策本部を設け青少年の施策を治安の観点から見ているが、極めて問題である。

② 「子どもの教育の第一義的責任を有する家庭」（14ページ）との記載があ

るが、「第一義的責任」の文言によって国や自治体の責任が後景とされないようにすべきであり、また家庭の状況を改善するための格差是正、貧困解消などが重要である。

(5) 規範意識を強調するのであれば、最高法規である日本国憲法の教育が重要である。憲法は権力を規制するものであるから、「近年の社会的責任ある立場の人々による不祥事の頻発」(46ページ)が指摘される状況にあつては憲法の強調は特に意義がある。

3、「第2章 取組の方向と重点施策」について

重点施策ごとについて特に看過できないと思われる点に絞って意見を述べる。

(1) 重点施策2 (21ページ)

「仕事をしている親が学校行事等に参加しやすくなるよう、企業等において雇用環境を改善するよう働きかけていく。」とあるように、長時間・超過密労働をなくすための実効ある施策を希望する。ホワイトカラー・エグゼンプションは許されない。残業規制を行いサービス残業をなくし残業割増率を引き上げるなどが重要である。雇用の安定は雇用環境改善の基本なのでリストラ、非正規雇用を規制することが教育の点でも重要と思われる。

(2) 重点施策3 (21ページ)

ア 食生活について書かれているが、給食の民間委託は「学校においても、食に関する指導の充実が求められる」とすることと合致しないであろう。給食については地産地消、自校方式、直営方式などが重要である。給食・食生活に限らず教育の場に効率優先の考え方は持ち込むべきでない。

イ 学童保育について位置づける。

(3) 「2 幼稚園・保育所における教育的機能の向上」(22ページ)

幼児教育の無償化の検討を含め保護者負担の軽減策の充実が重要である。

待機児童の解消を位置づけるべきである。

幼稚園教員・保育士の労働条件の改善に配慮すべきである。

(4) 「3 すべての都民の参加による地域教育力の向上」(25ページ)

「教員の多忙感」の指摘がある(15ページにも記載がある)。その軽減のため、教員の増員、少人数学級を進めるべきである。教員増員を行わない方法として都民参加を図るのであれば本末転倒であり、まず教員の増員が根幹にすえられるべきである。

(5) 重点施策6 (26ページ)

「多様な人材が教育現場で活躍する」と書かれているが、警察OBがスクールサポーターとしてセーフティ教室などで講師を務めることについては、警察と学校との連携の強化につながり、結果として、相互監視につながるのではな

いかと危惧される。

(6) 重点施策7 (26ページ)

「企業等による地域における教育活動の促進」が書かれているが、企業活動は本質的に営利目的で、営利優先の姿勢は「自己の権利を主張しても、自らが果たすべき責任の自覚や正義感、志が欠けてきている」(16ページ)として批判の対象となっている。

仮に企業が教育に関わりを持つ場合には、営利優先ではなくその社会的責任を自覚し、情報公開を行いつつ、特定の方向性を排して教員・保護者の指導の下に進められなければならない。「近年の社会的責任ある立場の人々による不祥事の頻発」(46ページ)の指摘と合わせ企業活動に市民の意思を反映した規制を及ぼし、その社会的責任が強調されなければならない。

(7) 重点施策8 (27ページ)

「地域の教育力の向上には、有機的な人間関係で結ばれた地域社会の存在が重要」と記載されるが、地域社会の荒廃につながる自治体リストラは中間まとめと矛盾し、すべきではない。東京都の職員削減計画もその観点で見直すべきである。

(8) 「4 教員の資質・能力の向上」について (28～30ページ)

教員の能力・資質の向上のためには労働条件の改善、多忙感をなくするための増員が重要である。臨時教職員についても待遇を改善すべきである。

教員の増員は「教員の健康の保持・増進を図る」上でも重要である。

(9) 重点施策10 (29ページ)

「教員の健康の保持・増進」の一つとして教員の精神的ストレスを軽減するため、教員への教育委員会からの締め付け、統制をやめ、自主性が発揮されるようすべきである。

(10) 重点施策11 (30ページ)

ア 「職責に見合った人事・給与制度」の記載があるが、教員給与に格差を持ち込むものであれば反対である。教員間の協力を困難にし、行政が格差付けをする場合には教員が子どもではなく行政ばかりを気にするようになるからである。

ア 統括校長、主任教諭、主任養護教諭の設置は教員をピラミッド化するものであって、行うべきではない。「東京都立学校の管理運営に関する規則」を改め、統括校長、主任教諭、主任養護教諭は主幹とともに廃止すべきである。

イ 「教員一人一人の意欲を引き出すためには、教育委員会からの強制を排すべきである。その関連で、日の丸・君が代の強制をやめ、それによる処分はすべきではない。

ウ 「学校をより活性化させ」るためには、自由な意見の交換が必要である。そのため職員会議の採決・挙手禁止を撤回すべきである。

中間まとめには「様々な文化や価値観を持つ多様な主体と共に生きていく」とあるが（11ページ）、教育委員会による強制は多様な主体と共に生きることと相容れない。

（11）重点施策13（33ページ）

「企業においては即戦力となる人材や、早期育成が可能な人材が求められている。」とあるが、重点施策7で指摘したように企業の営利優先の姿勢が教育に持ち込まれてはならない。教育は「人格の完成を目指し」（改正教育基本法）ものだからである。

（12）重点施策14（35ページ）

ア 教科「日本の伝統・文化」について「日本人としての自覚と誇り」との記載があるが、こうした記述は38ページの外国人の子どもの教育と矛盾を生じかねず、また愛国心の強制となるおそれもあり、偏狭なナショナリズムの元になれば「多様な文化を尊重できる態度や資質をはぐくむこと」にも反することとなり、危惧を抱かざるを得ない。

イ 外部専門家として警察官やそのOBが関与することは（5）重点施策6記載の通り、警察と学校との連携の強化につながり、結果として、相互監視につながるのではないかと危惧される。

（13）重点施策15（37ページ）

ア 都立養護学校での「つくる会」歴史・公民教科書の採択を撤回すべきである。

イ 都立七生養護学校の性教育への介入をやめ、介入の謝罪と再発防止をすべきである。この問題では東京弁護士会から2005年1月に警告が出されている。

ウ 養護学校などでの卒業式・入学式の日の丸・君が代強制をやめるべきである。

エ 少人数学級の推進は特に重要と思われる。

（14）重点施策16（38ページ）

「外国人の数は、日本国内での労働力としての需要の増大から今後も増加することが予想され」、「就学年齢に達した外国人の子供が確実に就学できるようにする」と記載されるように、外国人の子どもの問題は外国人の労働者の問題と密接に関わっている。外国人労働者の権利が侵害されないよう、その権利の学習を保障すべきである。

もちろん、外国人にだけそのような学習を保障するのではなく、国籍にかか

わらず日本人を含めて労働者の権利の学習を保障すべきである。

また親も含めた外国人が福祉・医療を受けやすくなるよう諸条件の整備や周知をすべきである。

(15) 重点施策17 (40ページ)

ア 「防犯の専門家が公立小・中学校を巡回」と記載されるが、(5) 重点施策6, (12) 同14記載の通り、特に警察やそのOBの場合には警察と学校との連携の強化につながり、結果として、相互監視につながるのではないかと危惧される。

イ 「将来、社会的弱者を守る側として成長する」との記載があるが、現在の大人の責任として現時点での社会的弱者への措置を執ることが子どもへの教育となるであろう。また生活保護や就学援助の拡充を始めとする社会的弱者への措置は実際に教育環境を整備することにつながる。

(17) 重点施策18 (40ページ)

表題に「企業との連携の推進」とあるが、有害情報を流しているのもその中心は企業であり、企業の営利優先がこの点でも批判されなければならない。

一方、表現の自由、通信の秘密、プライバシー侵害とならないよう配慮が必要である。

(18) 重点施策19 (41ページ)

学校における震災対策の推進は重要であり、十分な予算を取って進める必要がある。震災対策に限らず教育諸条件の整備とそのための予算の確保をすべきである。

(19) 「9 児童・生徒の『確かな学力』の向上」(42ページ) 及び重点施策20 (43ページ)

ア 東京都実施の「児童・生徒の学力向上を図るための調査」、国の「全国学力・学習状況調査」は序列化をもたらし競争を激化させ不正の温床ともなるものであって、そうした調査は廃止すべきである。

イ 学校図書館の拡充をすべきである。

地域の連携という点では公立図書館の拡充も重要である。

(20) 重点施策22 (46ページ)

ア 「近年の社会的責任ある立場の人々による不祥事の頻発」と記載がある。都知事の多額の費用での海外旅行などまさしく「大人の社会的責任に対する意識の低下を助長しており、社会全体で規範意識の向上を図っていくことが求められている」典型である。

ビジョンを作るよりも都知事が反省・謝罪という行動を示すことが教育にとってもより重要であろう。

イ 「『法』に関する教材や指導方法の開発」と記載があるが、最高法規である憲法についての教育を重視すべきである。

ウ 「高齢者や障害のある人への理解や社会保障などの仕組みを学ぶ福祉に関する学習を推進する。」との指摘は重要である。子どもが社会保障や福祉を学んでいるのに現実にはそれが削減されるようであってはならない。社会保障の拡充が重要である。

エ 「規範意識」の記載があるが、「近年の社会的責任ある立場の人々による不祥事の頻発」の問題こそまず規範意識の向上が求められる。子どもへの規範意識の強調は上からの強制となり、「個人の能力を伸長」（7ページ）、「人間性豊かに成長する」（8ページ）などに反するおそれがある。「心の東京革命」の強調も同様の問題がある。

「規範意識」を強調するのであれば、日本国憲法の意義を強調すべきである。憲法尊重擁護義務の趣旨からは、知事、教育委員会を始めとする公務員が憲法の意義を把握すべきである。

また労働法・消費者法の学習や教育が大切である。それは労働者・消費者の権利という面だけでなくコンプライアンスの点からも重要だからである。

（21）重点施策23（47ページ）

ア いじめ、暴力行為、不登校への対応のため、教員の増員が重要である。

イ いじめ等には競争主義もその背景にあると考えられる。また保健室やカウンセラーの充実も重要と思われる。

（22）重点施策24（47ページ）

ア 健康な体や体力を作るため環境全般の改善が必要である。東京大気汚染訴訟の和解からも汚染物質を排出しないことが重要である。企業の連携、協力の点では企業経営を理由に環境改善に消極的であってはならない。

その点で環境教育が重要である。環境教育では企業の社会的責任が位置づけられるべきである。

イ 健康と食の関連が述べられているが、築地市場の豊洲移転は汚染物質によって都民、特に子どもの健康に重大な問題があるため中止すべきである。

ウ 保健室を充実させ養護教員を増やすことが重要と思われる。

（23）重点施策25（48ページ）

ア オリンピック招致の記述は特定の方向を示すものであり、ビジョンからは削除すべきである。

イ スポーツが権利であることをうたい、スポーツマンシップ、フェアプレーの精神が重要である。

ウ 地域との連携という点でスポーツ施設、公園、公民館などの増設、拡充が

重要である。ただし、その民間委託は進めるべきではない。

(24)「11 子どもの社会的自立を支援する取組の推進」(49～51ページ)について

青年層では非正規雇用の割合が約半数にも上るとされる。このような状況では子どもたちは未来の姿を想像できない。非正規雇用を規制することが重要である。

(25)「12 首都東京・国際社会で活躍する日本人の育成」(52～53ページ)について

ア 先に述べたように「日本の子どもたちの自信や自尊心が低いこと」の背景には競争主義があると考えられ、競争原理(11, 12ページ)を教育に持ち込むべきでない。

イ 「自分が日本人であるという自覚や帰属意識を確立していく」とあるが、38ページの外国人の子どもとの教育と矛盾を生じ、愛国心の強制となるおそれもあり、偏狭なナショナリズムにつながるなら「自分とは異なる文化や歴史に立脚する人々と共存していく」ことに反することとなり、重点施策14で述べたと同様の危惧を抱かざるを得ない。

また、この点で日の丸・君が代の強制はやめるべきである。

(26)重点施策29(54ページ)

ア 教科「奉仕」が必修化されたが、奉仕を必修とすることは矛盾である。

イ 「社会の役に立とうとする態度や志」と述べられる一方で、中間まとめでは企業との連携が随所に見られるが、企業の社会的責任の強調が重要である。

ウ 「社会の役に立とうとする態度や志」が、「お上」の決めた社会の在り方に動員されるものであってはならない。子どもは「平和で民主的な国家及び社会の形成者」(改正教育基本法1条)として社会を形成する主体となっていくものである。

エ 「生徒一人一人に、社会の一員であることを自覚させ」る点で、日本国憲法に規定する基本的人権の尊重を中心に据えることが重要である。

4. 中間まとめに記載のない事項について

中間まとめについて記載のない事項について記す。ただし、冒頭に述べたように教育振興基本計画の策定自体に問題があるため、以下の内容をビジョンに記入することを要求するものではない。

(1) 教育委員会の(準)公選制

教育委員会の(準)公選制が検討されるべきである。

(2) 子どもの権利条約

子どもの権利条約について、教育委員会が率先してその学習にあたるべきで

ある。そして、その周知と実現に努めるべきである。

(3) 教育予算の拡充

オリンピック招致が中間まとめでふれられているが、オリンピックより教育にこそ予算を振り向けるべきである（改正教育基本法16条4項）。教員の増員など十分な予算を確保して行うべきである。

また私学助成を拡充すべきである。

(4) 子どもと保護者の経済的負担の軽減

ア 就学援助をスムーズに受けられるよう、きめ細かい配慮を行う。

イ 授業料減免制度の拡充や学費値下げを行う。

ウ 奨学金について有利子でなく無利子とし、返還不要の給付制を中心とするなど奨学金の拡充に向けた取り組みが重要である。

エ 子どもの医療費負担を軽減する。

オ 自主共済である学校安全互助会が保険業法改正で解散に追い込まれているが保険業法見直しを含め検討すべきである。

(5) 中高一貫校について

中高一貫校等の義務教育の複線化については、一貫校とそうでない学校との間に格差を生じさせかねないものである。複線化にあたっては、格差が生じないように十分な配慮が必要である。特に都立中高一貫校では中学校も都教委の下にあり都教委の施策が問題のあるものを含めてストレートに反映されるため、その問題が大きくなっている。

(6) 教科書採択

教科書の採択に当たっては教員、保護者、さらには子どもの意見も十分に聴取すべきである。また情報の公開に努め、実質的な議論を行うべきである。

5, 地方自治体の基本計画策定は努力義務であり、基本計画の策定自体が問題であると考えた立場からはビジョンや基本計画を策定しないこともありうると思う。

しかし、都教委がビジョンを策定する場合には、私たちは策定後においてもその問題点を検討し、その改廃と適正な運用の提起を行う用意のあることを述べておく。

以上